

【議事概要】第5回 亀山市人権施策審議会

【開催日時等】

- ◆日時 平成27年2月9日（月） 10:00～11:55
- ◆場所 亀山市総合保健福祉センター 2階 大会議室
- ◆出席委員（敬称略）：
藤原正範 不破為和 青シゲミ 浜野芳美 岡安祐子 佐藤和夫
宮崎みつ子 福永磨子 明石澄子
- ◆欠席委員（敬称略）：田中義雄 榎谷英一
- ◆事務局：文化振興局長 共生社会推進室長 共生社会推進室主査
- ◆傍聴者：4名

【協議事項等】

- ◆会長挨拶
- ◆協議事項

（1）今までの経過報告（及び今後の予定）

○共生社会推進室より説明

亀山市「人権施策の基本となる方針」の策定に向けて、平成25年12月に亀山市人権施策審議会委員を委嘱し、平成25年度中に2回、平成26年7月に3回目、11月に4回目の審議会を開催し、本日5回目の審議会を開催しています。

今後の予定ですが、平成27年度に入りましたら6回目、あるいは7回目の審議会を開催しまして、8月頃にパブリックコメントを実施し、その後にパブリックコメントの結果を受けての審議会を必要に応じて1～2回開催し、委員の任期となっております平成27年12月には、亀山市「人権施策の基本となる方針」を策定することとしています。

また、庁内の室長級で構成しております亀山市人権施策基本方針調査検討会議につきましても、審議会と並行して開催し、亀山市「人権施策の基本となる方針」について、調査検討を進めてまいります。

（2）亀山市「人権施策の基本となる方針」について

○共生社会推進室より説明（別紙資料の第1章「基本的事項」を説明）

今回提出させていただいた資料は、前回の審議会でもいただきましたご意見を踏まえて、訂正したり具体的な数値や資料を加えたりいたしました。

まず、第1章基本的事項について、「（1）基本方針策定の経緯」については、世界の動き、国の動き、三重県の取り組み、亀山市の取り組みを記載しています。資料では、最初にまとめた記述を載せていますが、これは（1）の末尾に移動させたいと考えております。「（2）策定の趣旨」については記載のとおりです。「（3）基本理念」については、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」の前文を引用し、このように提案いたします。「（4）基本方針の体系」については記載のとおりです。

会 長 「（1）策定の経緯」と「（2）策定の趣旨」に記載する内容について、よく

- 似た内容が書かれているように見受けられる。精査が必要と思う。
- 会 長 「（1）策定の経緯」には、条例制定の際に、条例では理念的で基本的な表現に留め、人権施策の具体的な明文化については、基本方針に委ねることとしたといった経緯も記載した方が良いと思う。
- 委 員 「（2）策定の趣旨」については大事な部分ですので、もう少ししっかりと書き込みたいと感じる。
- 会 長 条例があつての基本方針なので、条例をこの時期に制定した理由や亀山市全体の政策の中での条例の位置付けといった記述も必要ではないか。
- 委 員 「障がいのある人」という表現があるが、国などでは使われていない表現だと思う。これは、障害者手帳を所持している人という意味なのか、それとも所持していなくても“障がいのある人”という意味なのか。その意図についてお聞きしたい。
- 事務局 亀山市障がい者福祉計画の表現・考え方に合わせているものです。国の方の表記も見直しがされていくものと伺っております。意味としましては、手帳所持者に限定しているものではございません。それから、「（4）基本方針の体系」については、第2章、第3章の内容をご議論いただきましたら、それを「（4）基本方針の体系」に反映させていくこととなります。また、「（2）策定の趣旨」と「（3）基本理念」の記載順も検討が必要と思っています。当然、策定の趣旨の記述には、条例第5条に基づいて“基本方針を策定する”といった記述は必要になってくると思っております。
- 委 員 亀山市の取り組みの記述の中には、亀山市で認識されている亀山市の人権課題に関する記述をしていただいて、それに焦点を当てていきたいといった記述をしていただくことで、亀山市の実情にあった基本方針になるのではないかと思います。
- 会 長 亀山市障がい者福祉計画などで「障がいのある人」という表現としていることの経緯についても調べていただきたい。

○共生社会推進室より説明（別紙資料の第2章「基本施策の推進」を説明）

第2章は、（1）人権啓発の推進、（2）人権教育の推進、（3）相談・支援体制の充実、（4）人権が尊重され認め合うまちづくりの推進、（5）人権の視点に立った行政の推進となっています。現状と課題において、国や県、亀山市における様々なデータをグラフ等で示しまして、より具体的に課題を捉えることができるようにと考えました。現段階としては、データの読み取りという程度までの記載に留めてあり、明確な分析の記載まではしておりません。“このデータは内容に合っていない”、“掲載場所が不適當”等がありましたらご指摘いただきたい。最終的に、ここまでのグラフ等は必要無いということでありましたら、削除いたします。

本日の提案においてはこのような体系としておりますが、条例第5条第2項には、「基本方針に定める事項」として、「人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項」及び「人権に関する問題の解決に向けた重点施策に関する事項」と規定されておりますので、それに沿った体系とさせていただくことも考えております。

- 会 長 「（1）人権啓発の推進」で示されている＜人権に関する法律等の認知度＞において、三重県調査での認知度に比べて亀山市調査での認知度はかなり少

ないという結果になっている。一概に認知度で人権意識の高い低いを論ずることもできないとは思いますが。

事務局 各調査における質問の方法や微妙なニュアンスの違い等が影響して、同列にはできないとも思いましたが、比較できるようなデータということで併記したものでございます。

会 長 それでは、一応これらも客観的データということで、最終的に掲載していくということであれば、認知度等の数値に差異が出ている要因として質問の方法や微妙なニュアンスの違い等が影響している旨も注記した方が良いと思います。

委 員 私の周囲では、人権に関することを見聞きする機会は多く、また、学校においても人権教育が充実していると思うが、これらのデータを見ると亀山市は低いということは、反省する部分もあるのではないかと感じている。

委 員 学校では、人権教育は非常に大切なことと捉えて取り組んでいる。資料の8ページでは<人権問題についての話し合い>において、三重県調査でも亀山市調査でも“子どもに対する人権侵害”について話し合ったことがあると回答した割合が高く、関心の高さが伺える。自分の職場で現実として発生する問題であるが、なかなか解決には困難を伴うことを実感している。

委 員 県内の多くの市では、人権擁護委員が小中学校に出向いて人権啓発の授業を行っている。亀山市はまだ行っていない。これから人権擁護委員としても学校に係わっていきたいと思っている。

委 員 学校では、人権教育の授業研究や地域と連携した人権教育にも取り組んでいる。今後、人権擁護委員の方々とも連携できていければ良いと感じた。

事務局 「(2) 人権教育の推進」では、各種の意識調査データから、人権問題の解決に向けての効果的な手法として、「学校の授業」が期待されていると読み取れます。

会 長 学校では今までもしっかりと人権教育に取り組んできたと思うので、そういったことも「(2) 人権教育の推進」の中で書き込まれたい。

委 員 学校では様々な手法を用いて、人権教育を行っていただいている。問題は地域での教育だと思う。地域で人権教育に取り組んでいるというのは、現状ではほぼ無いに等しいのではないか。地域での教育が必要だと思う。「③地域」の項目に、もう少し具体的に書き込んでもらいたいと感じる。

会 長 それから、障がい児の支援団体の活動といったものも「地域」での活動の部類に入ると思うので、啓発・情報発信という面からも、そういったことも記載されたい。

委 員 「(3) 相談・支援体制の充実」についてですが、ここでは人権擁護委員の人権相談の記述があります。市役所本庁、関支所、あいあいでも毎月相談機会を設けている。法務局での電話相談はそれなりに件数があるが、市役所等での面談での相談は、件数としてはそれほどない。

会 長 “人権に係わる相談”には、人権擁護委員の相談以外にも、いじめや虐待といった子どもの相談、障がい者の相談、高齢者の相談、教育相談等もあると思うので、そういった記述もされたい。この項でも、何か統計資料などのデータの掲載が欲しいと感じる。

委 員 例えば、園児の保護者からは、自分の子どもを“かわいく思えない”“愛せ

ない”といった悩み相談を受けることがある。

- 委員 民生委員は、色々と人権に係わるような相談を受けていると思う。
- 会長 人権に係わる相談窓口等一覧表というような資料の掲載も検討されたい。
- 事務局 「(4) 人権が尊重され認め合うまちづくりの推進」についてですが、資料では、貧困率や自殺者数のデータを載せていますが、掲載箇所については、再度検討したいと思います。それから、まちづくりということでソフト面とハード面があると思いますが、本日の資料ではソフト面の記載にとどまっています。ハード面についても今後記載してまいります。統計資料について補足いたしますと、一定人口当たりの自殺者数は、亀山市は全国の平均より少ないというデータがあります。それから、貧困率ではありませんが、所得という面で言いますと、県民所得は近年まで県内市町の中で3位というデータもございます。もちろん、個別の貧困の問題もありますでしょうし、貧困率と県民所得が全く関連しているというわけではございませんが。
- 会長 (4) にふさわしい記述内容として、障がいのある人にとってやさしいまちづくり、バリアフリー、行政機関へのアクセスのこと、ハンディのある人の地域活動への参加状況に関する事なども記載したら良いのではないかと。
- 委員 私たちの知らない色々な団体があって、様々な角度から人々の暮らしを支えていることを最近知った。(4) で市民活動についてふれるのであれば、そのような具体的な活動紹介もあってはどうか。
- 事務局 「(5) 人権の視点に立った行政の推進」についてですが、ここに掲載している資料についても掲載箇所については再度検討いたします。失業率や非正規雇用の状況、学校卒業者の状況といったデータを掲載しています。亀山市の状況は、いずれも全国データに比べると良い傾向にあります。
- 会長 人権に関わる行政の様々な部署で、人権に配慮した取り組みとしてどういったことをしているのか、していくのか、といったことをもう少し具体的に記載する必要があるのではないかと。
- 委員 亀山市障がい者福祉計画の中では、障がい者を雇用するわけではないのですが、就業体験といった事業も検討されています。それから、障がい者へのアンケートでは、差別や偏見を感じた場面ということで、地域での活動という回答割合が高くなっている。そういったこともどこかに掲載できたら良いと思う。知的障がいの子にあっては、学校で差別や偏見を感じると回答した割合も高い。そういった記載も検討されたい。
- 会長 障がいのある人の行政での雇用率の記載も必要だと思う。

○共生社会推進室より説明（別紙資料の第3章「分野別施策」を説明）

前回の会議での指摘などを受けて、具体的データを付け加えたり、新たな記載もしましたし、前回よりも分かりやすい表現に修正もいたしました。【基本方針】と【取組項目】での記載内容について今後もっと精査していく必要性を感じています。

- 委員 「(1) 子ども」のいじめの認知件数の推移データでは、平成24年に件数が急増している。これは、全国的に報じられたいじめの事件の影響等も有り、なかなか実態をそのまま表しているものでもないということをお知りおきいただきたい。

- 会 長 小さいいじめをたくさん見付けて解決していくということで、認知件数が多いということは、むしろ教育活動が活発に行われているものと捉えることが出来ると思います。
- 委 員 また、前回審議会の資料として配られていた市広報平成25年10月1日号のいじめ防止の特集記事にも書いてあるのですが、いじめを受けていると感じた子は、自分を責めるのではなく、まずその場から逃げるのが重要。それから、以前は、いじめというのは、ある一定期間における継続行為だという定義であったが、今は、1回でもいじめだと思われるような行為が為されればいじめだというふうになっている。周りの大人は、そのようなことも認識して、いじめは絶対見過ごさないという強い決意が必要です。
- 会 長 【取組項目】2つ目の“子どもの主体性を促進する保育、教育の推進”という表現があるが、分かりづらい。子どもの権利条約に示されている「子どもの社会へ参加する権利」ということを表現しているのかと思うが、もう少し分かりやすい表現を検討されたい。
- 委 員 なかなか0歳児に“主体性”を求めるのも難しいとは思いますが、子どもは親の所有物ではなく一人の人間であるという意識啓発の必要性を感じる場合が時々あります。
- 委 員 「(3) 障がいのある人」についてですが、36ページの下部に「知的障がい者のための生活施設の建設について、地元の住民から反対運動が起こったこと」について、51%の人が「人権を侵害している」と回答しているが、以前、亀山市では知的障がい者のための生活施設の建設について、地域で反対運動が起きて建設が出来なかったということが実際にありました。
- 事務局 また、取組項目の3つ目で、“障がいのある人と支える家族”ということで、両者をまとめて記載してあるが、分かりづらいと思う。検討されたい。障がい者福祉計画については、現在担当部署で改訂を進めていますので、データ等については最新のものに差し替えをいたします。
- 会 長 「(1) 子ども」、「(4) 高齢者」といった分野においても、それぞれ計画等があると思いますので、それらとの整合性を図ってください。
- 会 長 「(4) 高齢者」についてですが、これから年々重要になってくる分野かと思いますが、この基本方針は、何年間のものとする予定でしょうか。
- 事務局 現段階としては、見直す旨の記載はしてありますが、年度の記載はしてありません。年度の記載についても、今後審議していく必要があるかと思います。
- 委 員 障がいのある人についても同じことが言えると思いますが、高齢者の認知症の問題などは、家庭内のことということで表面化、問題化されにくいものだと思う。認知症の方が家庭に居るととても大変である。虐待につながる恐れがあることも肌で理解できる。
- 事務局 高齢者福祉計画も現在改訂中ですので、整合を取ってまいります。
- 事務局 「(5) 外国人」ですが、亀山市は外国人住民の割合が高くなっておりまして。しかしながら、亀山市の外国人の人権という側面でのデータはあまり無いのが現状です。
- 委 員 地域と企業の両輪で、外国人と日本人の相互において、生活・文化の理解の促進を図っていくことが必要と感じている。
- 委 員 「(6) 同和問題」について、学校での人権教育による啓発ももちろん大事

ですが、やはり地域での啓発活動の必要性を感じている。【基本方針】にも、そういったことをもう少し表現したいと感じる。

ヒューマンネットワークで取り組んでいる「人権よもやま話」では、様々な年齢・性別の中で話をしている。その参加者がそれぞれの家庭や地域で広げてもらえるなら、徐々にですがより効果的に広がっていくのではないかと思っている。

- 委員 学校では年間計画を立てて人権学習を行っている。その中で同和問題もテーマにする。学校での人権学習や教育懇談会などを通して家庭・地域へ広がっていけば良いと思うが、なかなか難しいと感じている。
- 会長 【現状と課題】には、同和問題の取り組みに関する現状と課題も書いた方が良いでしょう。
- 会長 インターネットに関する記載がありますが、一般的に言われていることとは思いますが、記載するのであれば少し裏付けデータも必要かと感じます。
- 委員 「(7) 様々な人権問題」についてですが、「①インターネットによる人権侵害」に関して、人権擁護委員で取り組んでいる SOS ミニレターでも、ラインいじめに関する相談が特に中学生は多かった。
- 事務局 分野別施策の中の一つの括りとして、「様々な人権問題」とは別に、その前に「新しい人権問題」というような項目を設けて、そこでインターネットによる人権侵害の問題についてふれるということも選択肢の一つだと考えています。
- 委員 例えば、亀山市において、「④アイヌの人々」とかという記述は必要なのでしょうか。
- 事務局 亀山市において、アイヌの人々を行政として把握はしておりませんし、市内には居住されていない可能性の方が高いのではないかと、は思っています。しかし、北海道だけに居住されている訳ではなく、全国に散らばって住まれていますし、混血もありますので、亀山市にとって全く関係が無いと言い切れるものでもないものでございます。
- 会長 (7)での記載事項の多くは、学校教育で一つのテーマとして取り上げられることはあっても、行政の施策としては基本的に無いものが多いと思われるので、(7)での記述については、少し取舍選択をした方が良いでしょうにも感じます。また、書き込むからには、亀山市として取り組んでいく事項についても記していきたいと思えます。
- 会長 全体を通してですが、【取組項目】に記載する事項については、行政として実際に取り組んでいくことになると思えますが、そのような認識で間違いありませんか。
- 事務局 そうです。あるいは、策定する基本方針における記述としては【基本方針】までの記載に留め、【取組項目】の部分については、基本方針策定後に、別に数値目標も立てるような形のアクションプラン、実施計画といったものを策定し、それらへ委ねるというようなことも検討事項の一つと、思っています。
- 会長 別にアクションプランのようなものを策定するにしても、今回策定する基本方針には【取組項目】の記載は欲しい気がします。
- 委員 私も同感で、【取組項目】の記載は欲しい気がしますし、もう少し具体的に取組内容のイメージが湧くような記載にしたいと感じています。

委員 市民にとっても、【取組項目】に記載のあることについて、自分たちも取り組んでいこう、参加してみようと思えるような記載があれば良いと感じます。

○共生社会推進室より説明（別紙資料の第4章「施策の推進にあたって」を説明）

さきほども申しあげましたアクションプランのこともあり、この部分にどこまで記載するかということも考えつつ記載してあります。

それから、今回書き込めてないのですが、人権条例に市の努めとして規定されている“人権に関する問題の調査”といったことについても、ここで書き込んでいくべきだと考えています。

会長 さきほども話のありました計画の見直し等の年度を記載するのであれば、「(4) 進捗状況の評価、基本方針の見直し」において、そういった年度の記載をしていくというわけでしょうか。

事務局 そうです。

会長 組織図などを掲載すると推進体制のイメージが持ちやすいと感じます。

委員 進捗状況の評価ということですが、それぞれ女性問題とか同和問題とかの課題別に具体的な数値などの現状と、取り組み後の数値とを比較評価などができるようにするなどのことを考えないと、単に“評価する”と書いても意味を持たないように感じます。

事務局 数値目標といったことについては、さきほども申しあげましたが、今回策定する基本方針にどこまで書き込むか、アクションプランといったものを今後策定していくのかといったことにも関わってまいります。いずれにしても、何らかの形で数値目標などを用いて評価できる仕組みにしていくべきであるという認識は持っております。他市の例を見ますと、アクションプランまで策定している例はあまりございません。数値目標等までは書き込まれていない“基本方針”の策定にとどまっている例が多いのは事実でございます。次回の審議会までに、基本方針でどこまで書き込むのか、別にアクションプラン等を策定する予定としていくのか等について、市の方針を整理しておきたいと思っております。

委員 (4)で、“亀山市人権施策審議会を定期的を開催し、人権施策の進捗状況の評価する”とありますが、単に人権に関する世間の話題や委員の主観等を語り合うだけの審議会ではなくて、真に進捗状況の評価ができるような実のあるような会議にしていきたいと思っている。

事務局 今回の資料の中で、【基本方針】と【取組項目】とでは記載内容が似ていますので、【取組項目】というのは削除して、【基本方針】にまとめてはどうかとも考えています。それから、それぞれの分野別に細かく数値目標を立てるというのは、今回の基本方針では難しいと考えていますが、何か評価が出来るデータということで、今回の提示資料の中から厳選して、例えばアンケート調査の結果などで評価していくというような手法も検討できるのではないかと考えております。

委員 「地域」とか「市民」といった単語でもカバーできるとは思いますが、亀山市の基本方針なので、「コミュニティ（まちづくり協議会）」とか、より身近に感じられる「自治会」という言葉も使ってもらいたいと感じる。

◆その他

※12月に開催した「第10回ヒューマンフェスタ in 亀山」において、パネルディスカッションのコーディネーター、あるいはパネリスト、あるいは参加者として出席いただいた委員の方々から、それぞれに所感を話していただいた。

（審議事項ではないので、話の具体的な内容は省きます。）

※次回審議会予定は5月頃の予定といたします。